

はたらく女性のフロア通信

2009.10.15 第2号

所得税法56条の廃止と女性の自立を考える

〈第1回ミニゼミ(5月27日)報告〉

所得税法56条が女性の基本的人権を蹂躪し、経済的自立を阻む大きな要因になっているとして、国連女性差別撤廃委員会(7月20日～8月7日 ニューヨーク国連本部)で、日本の女性差別撤廃条約実施の取り組み状況の審査項目の一つに取り上げられ、大きな問題となっています。

私達は、税金の問題はともすれば難しく、何しろ言われたとおりに納めておけば間違い、ないと思いがちですが、個人の財産を国へ、直接の反対給付なしに強制的に移すのですから、税金こそ憲法がしっかりと生きていくことが大切です。そのような視点で所得税法56条を検討しようと「所得税法56条の廃止と女性の自立を考える」をテーマに5月27日、10人の女性が集まり第1回ミニゼミを行ないました。

参加された女性の内、5人の方は事業に携わっていて、所得税法56条の矛盾を経験し、その廃止を強く願っていることが報告されました。

「働いても正しく評価されない」 こんなことあなたは我慢できますか?

ご自身が自営業者だとか、家族従事者以外の人は、「エッ、所得税法56条って何?」と、殆どの人は思われるのではないでしょ

うか。

そこで所得税法56条とはどのような法律か、コンビニを経営する事業主の夫のAさんと、家族従業者の妻のBさんの場合で説明してみたいと思います。AさんとBさんは当然、一緒に生活しています。

今時、街角をチョッと行けばすぐコンビニにぶつかり、競争の激しい業界です。大学生のアルバイトを頼んでいるものの、妻のBさんの労働時間は長く、その上、営業上の心配は夫婦で尽きることがありません。Aさんは妻のBさんに毎月10万円づつ、年間120万円を給料として払っています。妻の労働を正しく評価すれば、もっと払うべきだと考えますが、売上の状況からしてそれは無理です。

ところがAさんの確定申告で、この120万円は必要経費としてみなされません。どんなに妻のBさんが夢中で働いた事実があっても、生活を一緒にしている配偶者なので、支払った120万円はなかったとするのが所得税法56条の規定です。

Aさんはその分、高い税金を納めなければなりません

Bさんは収入として証明される、120万円の源泉徴収票を夫のAさんからもらうことができません。所得税法56条の規定は、Bさんを一人の働く人間として、みなさな

いと決めているのです。

所得税法 56 条が 基本的人権を踏み潰す現実

憲法 13 条（個人の尊重）は次のように規定しています。

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」

上に書きました所得税法 56 条と憲法 13 条、憲法に規定する諸権利を比べてみてください。所得税法 56 条は、人間として誇りをもって生きようとする基本的人権の蹂躪、法の下での平等、両性の平等、社会で働く権利等の侵害、働くことで得る個人財産権を否定しています。

今も生きる

昭和 25 年にできた古い法律

所得税法 56 条は、生計を一にする配偶者や親族間では、実際にやってもいない取

引をやったことにしたり、他人間ならあり得ない金額で取引をして経費に計上して、税金を安くしようとするのを防止するために定められたとされています。この法律のもともとは昭和 25 年の所得税法の改正でできたものですから、戦前の家父長制の課税制度の延長上に考えられたものです。個人の尊重など人々の考えの中に入っていなかった時代の産物です。そんな所得税法が未だに生きて基本的人権を蹂躪しています。

さてその後、所得税法 57 条第 3 項に、青色申告をしない事業者（つまり白申告者）の事業専従者である配偶者に、87 万円だけ専従者控除を認めるという制度ができました。この制度ができたとしても、上に書きました A さん B さん夫婦の基本的人権が蹂躪されているという本質は、何ら変わるものではありません。

所得税法 56 条は一日も早く廃止する必要があります。（税理士 浅井優子）



女性差別撤廃条約第 6 回日本審査 2009 年 7 月 23 日

日本政府に厳しい「総括所見」が出される

今年は、国連が 1975 年に女性差別撤廃条約（CEDAW）を採択して 30 年目になります。「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」と政府が約しているように、女性の権利全般について定めた国際規定として、国連加盟国 198 カ国中 185 カ国が批准しています。先進諸国で署名

していないのは、アメリカだけとなりました。

女性に対する差別撤廃の道のりは、45 年の国際連合の創立から始まりました。国連は、国際連合憲章や世界人権宣言、人権規約などで男女平等の原則を確認し、67 年の国連総会で「婦人差別撤廃宣言」を採

扱しました。さらに、75年、各国の歴史的・文化的性差を解消し実質的な平等を実現するために「国際婦人年」を定め、平等・発展・平和の三大テーマで国際レベルの行動をよびかけました。国際婦人年世界会議は、メキシコで開かれ、短期間の達成は困難と、10年間で目的達成の行動指針「世界行動計画」を採択、「国連婦人の十年」のスタートをきりました。

79年に採択した差別撤廃条約 日本は6年後にようやく批准

そして、79年に差別撤廃条約の採択にいたったわけです、

日本は1985年に国内の大きな運動を背景にようやく署名しました。このときに国内法として新たに成立したのが、雇用機会均等法です。国内法の整備が署名の条件となる国連の条約ですが、均等法の他に、国籍法（子どもの日本国籍取得は父親が日本人の場合だけだった）と高等学校の家庭科共修が実施されました。

国内では、条約が採択された79年以降、女性労働者を中心に、真の男女平等の法律制定を求める運動が繰りひろげられました。当時は、労働運動の中心は総評でしたが、男女平等に消極的な総評に対し、統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）に結集する組合・女性労働者、専門家たちが「労働基準法の改悪を許さず・実効ある男女平等法の制定をめざすたたかい」をよびかけました。

財界は、女性労働力活用のために労働基準法の女性に対する深夜・時間外、休日労働の規制緩和を要求して『保護か平等か』と攻撃してきました。このたたかいは、統一労組懇婦人連絡会の誕生とともに、85年の条約署名と均等法成立まで約6年間に

わたり全国とりくまれ、この運動が大きな力となり女性労働者たちのその後の階級的労働戦線の統一へのはずみとなりました。

NGOの力を発揮した要請団 政府代表のひどい答弁に落胆

条約を批准した国は、4年に一度実施状況を国連女性差別撤廃委員会に提出、審査を受けることになっています。委員会は、審査の結果、各国に対し勧告を出します。今年、7月にニューヨークで開催される委員会では、第6回日本報告が審査がおこなわれました。この政府報告書は、その国のNGOとの対話にもとづく作成が前提とされていますが、日本の実態はそうなっていません。委員会の審査でもNGOとの直接対話が確保されています。日本では様々な女性組織がJapan NGO network for CEDAW (JNNC)に結集して意見をまとめ、政府と委員会に提出しました。とりわけ、今年のJNNCの要求項目に所得税法56条の廃止が入りました。これは、税法上、自営業・農業・漁業・林業などの個人事業主の家族の働き分が所得として認められていないという戦前の家族主義の考え方を残したものです。要望を出した女性団体は、7月23日の日本審査に向けて要請団をつくり、84人がニューヨークでロビー活動、審査の傍聴などをおこないました。委員のみなさんがNGOの意見発表に熱心に耳を傾け、日本政府の質問へも活かされました。

2年後に報告を求められた事項に 実態を反映させるとりくみを

NGOの活動は総括所見でも高く評価されました。総括所見は全部で60項目、そのうち「懸念と勧告」は48項目と前回の

03年の22項目の倍以上で内容的にも厳しいものになっています。

内容のうち、次回まで待てない重要項目については2年以内に実施報告が求められています。今回は、民法改正(所見18)と雇用、意思決定参加における事実上の男女平等の実現のための暫定的特別措置の実施

28)が選定されました。2年後の政府の報告に実態を反映させる私たちのとりくみが重要になっています。

(伍 淑子)



○この間のとりくみの報告

7/14	スペース井戸端会議	8人	派遣で働く女性の仕事と実態を交流
8/11	スペース井戸端会議	7人	Tさんの賃金差別を検証
9/8	スペース井戸端会議	7人	派遣労働者の実態交流 弁護士の方も参加
9/10	スペース井戸端会議	6人	Tさんの賃金差別で意見交換
10/5	第5回世話人会	6人	次回11月6日

○資生堂・アンフィニ解雇撤回争議の支援活動

横浜地裁は、10月9日、仮処分の訴えに対し、雇用契約の変更は成立している、不当労働行為は認めない、賃金の仮処分の必要性は認めない、とする不当な決定を出しました。フロアとして積極的に支援をすることを世話人会で確認しました。

財政活動にご協力をお願いします。今治のタオルマフラーと富山の健康豆を販売します。

派遣法改正を求める当面の諸行動

- ◆ 臨時国会開催日派遣法の抜本改正を求める院内集会・議員要請
10/26 13:30~ 衆議院第1議員会館 全労連
- ◆ 労働力需給調整部会厚生労働省前行動10/27 13:30~14:30
- ◆ 派遣法改正まったなし 10.29日比谷大集会
主催 労働者派遣法の抜本改正をめざす共同行動
18:30 集会 19:45 デモ

○スペース井戸端会議—働く女性集まろう!!

「井戸端会議」は、参加自由な“しゃべりば”として始めました。月1回のペースですが、毎回参加の方もいます。働き方や労働組合との出会い、いろいろな経験、おもっていることなど、自由に話げできました。これからも、出入り自由、どなたでもさそっておいでください。

次回日時：11月10日(火) 18:30~20:30

場所：はたらく女性のフロア事務所(横浜平和と労働会館1階)

井戸端会議は毎月第2火曜日に開いています。

■次次回：12月8日 事前申し込みはいりません。

■はたらく女性のフロア通信 創刊号

発行：はたらく女性のフロア*代表世話人 浅井優子/池田資子/君嶋千佳子
伍淑子/紺野君子/紺野貴美子/澤田幸子/渡辺泰子

発行日：2009年10月15日

連絡先：横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館1階

電話/FAX 045-263-8733 E-mail wwfk@sea.plala.or.jp